

★免税コンテナの税関手続について★

～ お知らせ ～

免税コンテナ()の税関手続が、
平成24年4月1日から変わっています。

主 な 変 更 点

再輸出期間を延長しました。

改正前	改正後
3か月以内	1年以内

国内運送する際の条件を撤廃しました。

	改正前	改正後
空コンテナの使用	不可	制限なし
経路	制限あり	制限なし
使用回数	1回限定	制限なし
事前申請	必要	不要

(注) 管理者変更の通知等の諸手続については、変更ありません。

免税コンテナとは・・・
コンテナに関する通関条約の規定に基づき、関税・消費税の
免除を受けて一時輸入したコンテナ

ご不明な点は、お近くの税関の保稅担当部門へ
お問い合わせください

- お問い合わせ先 -

函館税関

監視部 保稅地域監督官 電話：0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 7 5
統括監視官(取締部門) 電話：0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 4 4

東京税関

監視部 保稅地域監督官(保稅總括部門) 電話：0 3 - 3 5 9 9 - 6 4 2 2
統括監視官(保稅取締部門) 電話：0 3 - 3 5 9 9 - 6 4 2 4

横浜税関

監視部 保稅地域監督官(保稅總括部門) 電話：0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 2 0
統括監視官(保稅取締部門) 電話：0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 2 6

名古屋税関

監視部 保稅地域監督官(保稅總括許可部門) 電話：0 5 2 - 6 5 4 - 4 0 9 2
統括監視官(保稅取締部門) 電話：0 5 2 - 6 5 4 - 4 0 9 4

大阪税関

監視部 保稅地域監督官(保稅總括部門) 電話：0 6 - 6 5 7 6 - 3 2 2 6
統括監視官(保稅取締第1部門) 電話：0 6 - 6 5 7 6 - 3 2 2 2

神戸税関

監視部 保稅地域監督官(保稅總括部門) 電話：0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 7 5
統括監視官(保稅取締部門) 電話：0 7 8 - 3 3 3 - 3 1 2 5

門司税関

監視部 保稅地域監督官 電話：0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 8 7
統括監視官(保稅部門) 電話：0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 8 8

長崎税関

監視部 保稅地域監督官 電話：0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 5 5
統括監視官(検査部門) 電話：0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 7 2

沖縄地区税関

保稅地域監督官 電話：0 9 8 - 8 6 2 - 9 8 1 4
統括監視官(監視總括部門) 電話：0 9 8 - 8 6 2 - 8 3 1 7